

「戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法案」について

1 シベリア・モンゴル抑留者について

- ① 生存者は推定で約 90,000~95,000 人。平均年齢は約 87 歳。
- ② 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律によって、慰労金の支給や抑留者に関する資料の収集、保管、展示等が、これまで行われてきたところ。

2 法案提出の経緯

- ① 平成 17 年、民主党は、抑留者に対して特別給付金を支給する法案等を野党共同で提出、与党は、抑留問題等の最終決着を図るため、基金を廃止する法案を提出。結局、平成 18 年 12 月に、与党案が成立、民主党（野党）案は審査未了廃案。
- ② 成立した与党案により、現在、基金は、その資本金の一部を取り崩し、特別記念事業として、抑留者等に対し旅行券等引換券（10 万円相当）等を贈呈（請求期限は、平成 21 年 3 月 31 日まで）。なお、基金は平成 22 年 9 月末までに解散予定。
- ③ 抑留問題への国の対応は不十分であるとして、特別給付金の支給のほか、調査や平和祈念事業も盛り込んだ総合的な法律を制定してほしいという関係者の強い要望を踏まえ、今回改めて法案を提出しようとするもの。

3 法案の主な内容

①法案の目的・趣旨（第 1 条）

戦後強制抑留者が、戦後、劣悪な環境下で強制抑留され、強制労働の対価の支払を受けていないこと、強制抑留の実態がいまだ十分に判明していないこと等を踏まえ、戦後強制抑留者の労苦を慰藉するための特別給付金の支給、調査等、平和祈念事業等の措置を講ずる。

②基本方針（第 3 条）

政府は、抑留問題に迅速かつ総合的に対応するための措置に関する基本方針を策定し、公表。

③特別給付金（第 4 条・第 5 条）

本邦に帰還し、法施行時に日本国籍を有する戦後強制抑留者に支給。

支給額は、必要な財源や基金の特別記念事業を考慮したもの。

支給を受ける権利の認定は、総務大臣が行い、その請求期限は、平成 30 年 3 月 31 日に設定。

④調査等（第 12 条）

戦後強制抑留者のほか、シベリア等から北朝鮮、旧満洲等に「逆送」された者などの強制抑留の実態の解明、抑留者の情報収集等のための調査を行う。

また、その調査に当たっては、遺骨収集等も行う。

⑤平和祈念事業（第 13 条）

国は、戦後強制抑留者に関する資料の保存や、死亡した戦後強制抑留者等に対する追悼等の平和祈念事業を、他の戦争犠牲による労苦等に係る事業と共に、行う。

⑥施行期日（附則第 1 条）

公布の日から起算して 2 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

⑦法施行に伴い必要となる経費（経費文書・附則第 2 条）

約 250 億円。当面の財源は、基金から必要な金額を国庫に納付させることにより確保。最終的には、基金の資産等は、その解散時に、国が承継。

⑧所管府省（附則第 4 条）

特別給付金の支給その他抑留問題に関する措置については、主に総務省が所管。

⑨検討（附則第 3 条）

戦後強制抑留者で特別給付金の支給の対象となっていない者（外国籍）・戦後強制抑留者の遺族、恩給欠格者、引揚者等についての検討条項を設ける。